

2008

1

No.100

広報

二ざがわ

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180



新年のご挨拶

古座川町長 奥根 公平



新年あけましておめでとうございませう。

皆様方にはさわやかな新年をお迎えの事と心よりお慶び申し上げます。平素は町政にあたりたいご支援を賜り誠にありがとうございます。昨年の夏は大変暑い日が続き、熱中症にかかられた方もおられたとのことでしたが、この異常気象は地球の温暖化の影響ではないかといわれています。今や世界をあげて温暖化防止の運動の波が高まっております。ある者は私たちの生活を100年前に戻さなければ地球は亡びると言われています。しかし、そんな事は出来るはずがありません。今私たちにできることは石油や電力などのエネルギーの消費削減につとめることではないでしょうか。



新年 謹賀

れば地球は亡びると言われました。しかし、そんな事は出来るはずがありません。今私たちにできることは石油や電力などのエネルギーの消費削減につとめることではないでしょうか。昨年は和歌山県が進める新宮市・東牟婁郡を一つにするという広域町村合併構想が大きな課題でありましたが、東牟婁郡町長と新宮市長を交えた議論の中で、県の推進する合併には合意できませんでした。また、昨年11月に開かれた全国町村長会においても合併してよかったという声は聞かれず、住民が納得して喜ぶような合併でなければならぬということが話題となりました。平成の合併では全国各地で合併に対する不満の音がきかれました。三位一体の改革は何であったのでしょうか。地方分権の名のもとに国の事務を地方に押し

つけ、財源の配分はそれに見合わず、補助金や交付税の削減は財政力の弱い自治体に大きな打撃を与え、全国の様々な僻地の町村は存亡の危機に立たされています。町村合併は合理化を進める国等により、いずれ避けて通れない時が来るかもしれません。が、充分時間を掛けて取り組むべきだと思えます。昨年は私たちが町にも明るいニュースがありました。柚子の栽培に取り組んで40年の歩みの中から、柚子の生産と加工販売を行っている農事法人「古座川ゆず平井の里」がその取り組みの成果を認められ、豊かな村づくり全国表彰(農林水産省と日本農林漁業振興会共催)で「内閣総理大臣賞」を受賞致しました。平井の柚子加工工場は全国からの注文に悩んで若者たちが働いていません。柚子の収穫期はもろもろのこと、平井地区には活気が溢れております。柚子の生産も需要が供給を上回っており、多くの方々に柚子の栽培をお願いしたいと思えます。柚子は1億円の産業に成長いたしました。次の1億円の産業はしきび(稽「しきみ」ともいう)であろうと私は思っております。しきびは古座川町の気候風土によく合っており古くより栽培されてきて、20余年の経験を持つ先輩たちがこれまで培ってきた栽培技術を広く指導されており、古座川ブランドのしきびが生産される日もそう遠くはないと思っております。ここ2、3年で栽培面積も増えてまいりました。数年後には柚子に次いで1億円の産業に成長するであろうと期待しております。

新宮税務署では、例年の出張出張確定申告相談のお知らせ
●新宮税務署では、例年の出張出張確定申告相談のお知らせ
●公民年金受給者の申告相談及びサラリーマンの還付申告相談
■日時 平成20年2月4日(月) 午前9時から午後3時
■場所 古座川町中央公民館
●所得税・消費税の確定申告相談
■日時 平成20年2月26日(火) 午前9時から午後3時
■場所 古座川町中央公民館
注意事項
①12時15分から午後1時までは昼食時間とさせていただきますので、職員によるアドバイスは行いません。
②出張相談会場では、山林所得及び相続税についてのご相談は行っておりません。
③混雑の状況により受付終了時間を早める場合がありますのでご了承ください。
④申告期限近になりますと税務署は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。
問い合わせ先
新宮税務署 個人課税部門 (0735-22-15304)
古座川町役場 財政課 (0735-72-0180)

古座川町一般不妊治療費助成事業について
古座川町では不妊治療に要した費用の一部を助成する事業を開始しました。
①対象となる方
①法律上の婚姻をしているご夫婦であり、夫またはいずれか一方が、和歌山県内に一年以上住民登録していること
②各種医療保険に加入していること
③夫婦の前年所得の合計が650万円未満であること
(助成内容)
・一年度につき3万円を限度に、二年間(上限6万円まで)について助成します。
※平成19年4月以降に受診された費用に限ります。
・治療を受けた日の属する年度内が対象です。(4月〜翌3月)
(助成対象治療)
・医療保険法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療
・医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精及び顕微鏡授精を除く治療
・治療の一環として行われる検査、及び治療開始前に不妊原因を調べるための検査

新春恒例の式典「古座川町消防団出初式」が1月4日(金)中谷享輔消防団長以下87名の消防団員と古座消防員が参加し役場前駐車場で盛大に開催されました。
井土佐吉高池分団長の指揮により式典をとり行った後、分列行進で近くの河川敷に移動し、団員らが水しぶきを浴びながら一斉放水による水のアーチを披露しました。
なお、式典では次の団員が表彰されました。(敬称省略)
○和歌山県消防協会総裁表彰
・明神分団 睦智 諭
・分団長 小谷 正典
・明神分団 班長 後 美伸
・明神分団 団員 奥 則彦
・明神分団 団員 谷口 実
・高池分団 団員 羽山 一夫
○和歌山県消防協会東牟婁支部長表彰
・高池分団 団員 飯田 義光
・明神分団 団員 下地 伸高
・高池分団 団員 羽山 英樹

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除

出張確定申告相談のお知らせ
新宮税務署では、例年の出張出張確定申告相談のお知らせ
●公民年金受給者の申告相談及びサラリーマンの還付申告相談
■日時 平成20年2月4日(月) 午前9時から午後3時
■場所 古座川町中央公民館
●所得税・消費税の確定申告相談
■日時 平成20年2月26日(火) 午前9時から午後3時
■場所 古座川町中央公民館
注意事項
①12時15分から午後1時までは昼食時間とさせていただきますので、職員によるアドバイスは行いません。
②出張相談会場では、山林所得及び相続税についてのご相談は行っておりません。
③混雑の状況により受付終了時間を早める場合がありますのでご了承ください。
④申告期限近になりますと税務署は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。
問い合わせ先
新宮税務署 個人課税部門 (0735-22-15304)
古座川町役場 財政課 (0735-72-0180)

申請書類など詳しいことは古座川町役場 住民福祉課(0735-72-0180) ※役場窓口での申請が心情的に困難な方は、匿名で結構ですのでお電話でご相談ください。

○古座川町消防団団長表彰

- ・高池分団 団員 池 政行
- ・明神分団 団員 後 佐千子
- ・七川分団 団員 田中 尚
- ・七川分団 団員 中 康司
- ・高池分団 団員 原 大夏
- ・三尾川分団 団員 東 司郎

浄化槽管理講習会のお知らせ

浄化槽は保守点検、清掃、法定検査を行うことにより初めて適正な維持管理が行えるものです。このため、水質の保全等の観点から浄化槽の維持管理の必要性や仕組みについて、19年度以降合併浄化槽を設置された方及び設置予定の方を対象に、次の日程により講習会を開催いたしますので、ご参加ください。

■日時
平成20年2月6日(水)
午後1時30分～(約1時間程度)

■場所
古座川町役場 第2会議室(3階)

- 受講対象者
①平成19年4月1日以降に合併浄化槽を設置された方及び今後設置予定の方
- ②単独浄化槽から合併浄化槽への変更を予定されている方
- ③浄化槽に関心のある方

■受講料 無料
■問い合わせ先 新宮保健所 申本支所

(0735)7210525
古座川町役場 住民福祉課
(0735)7210180

応援します！

地域の森づくり
平成20年度
紀の国森づくり基金活用事業

和歌山県では、平成20年度に行う紀の国森づくり基金を活用した森づくり活動を公募しています。紀の国の森と「あそぶまなぶ」「つくる・まもる」「いやす」をキーワードに、県民の皆様から、紀の国の森を守り育て、県民の意識を醸成する活動を募集します。審査のうえ採用された活動には、紀の国森づくり基金から活動費が助成されます。

■対象 県内に事務所又は営業所を有する法人、その他の団体(学校、NPO、自治会、職場サークル等)

■助成額
20万円以上200万円以下

■公募期間
平成20年2月14日(木)まで
問い合わせ先
東牟婁振興局産業振興部林務課
(0735)2119612
古座川町役場産業振興課
(0735)7210180

20歳がスタート！

国民年金！

20歳になると、様々な権利を得ると同時に、義務を負うこととなります。国民年金への加入も、そのひとつです。
国民年金は日本国内に住所が

ある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、前もって保険料を出し合い、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより生活の安定が損なわれることのないように、「基礎年金」を支給して、生活を支える制度です。

自営業者・学生・無職の方は、第1号被保険者となります。役場国民年金担当窓口で手続きを行って下さい。
また、会社員や公務員の方は、厚生年金や共済組合の加入者で、第2号被保険者となり、手続きは勤務先が行います。(原則としては65歳までの方となります。)

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方は、第3号被保険者となり、配偶者の勤務先を経由して手続きを行って下さい。
なお、20歳の誕生月の前月に、国民年金の案内とともに国民年金の加入用の紙(20歳到達者用)が社会保険事務所から送付されますので、その案内に従って手続きを行って下さい。

手続き後、国民年金の第1号被保険者の方には、国民年金保険料納付案内書が送付されます。毎月の保険料は、翌月末までに納付して下さい。また、割引のある前納制度や口座振替を、是非ご利用下さい。
20歳から60歳までの長い期間には、「学生のため収入がない」、「失業して収入がない」、「アルバイトのため収入が少ない」など、保険料を納付するのが困難な時期もあります。そんなときのために、次のような保険料の免除制度があります。

- 保険料免除制度
- ※法定免除・・・障害基礎年金や生活保護法による生活扶助を受けている時に認められる

制度です。
※申請免除・・・本人とその配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合に申請により保険料の全額が免除されたり、保険料の一部を納付し残りの保険料は免除となる制度です。

●若年者納付猶予制度
30歳未満で、本人とその配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予される制度です。
なお、退職者や、震災、風水害等の被災者の方は、前年の所得に関係なく免除制度に該当する場合があります。

問い合わせ先
田辺社会保険事務所
073912410435
(年金保険料関係)
073912410432
(国民年金受給関係)
古座川町役場住民福祉課
073517210180

南紀白浜空港 新割引運賃「特便割引7」のお知らせ
南紀白浜空港(東京(羽田)便に、新割引運賃「特便割引7」が設定されています。搭乗日の1週間前までに予約をすれば、片道17,500円と普通運賃に比べて9,100円もお得です。

詳しくは、次の窓口までお問い合わせ下さい。
JAL
フリーダイヤル..無料
0120-5215972
携帯電話から..有料
0570-0251071

宝くじ助成で イベント用備品を整備

町内では、四月の桜まつり、十一月の秋まつりなど季節に合ったイベントが開かれ、地域の皆様の交流の場ともなっています。そこでは様々な出店や催しが行われ、会場にぎわっています。この会場に必要な不可欠なものや陳列用の机などです。町では、このたび宝くじの助成によりテント十張、机二十一台、折り畳みイス五十脚を購入しました。今後様々なイベントで活用され、益々の内容充実と交流の活性化が期待されます。



新宮たばこ商業協同組合からのお知らせ

平成20年6月から、自動販売機でたばこを購入される場合、成人のみに発行されるたばこカード(タスポ)が必要になります。
①たばこカードは、平成20年1月下旬から、たばこ販売店に備え付けられる申し込み用紙に必要事項を記入の上、同封の封筒

(宛先記入済)で郵送していただきます。

- ②添付書類は、顔写真と運転免許証又は健康保険証などの写しが必要で、
- ③申し込み受付日は平成20年2月から。カードは約2週間程度かられます。

たばこカードをお持ちでない場合でも、従来どおり販売店内で購入していただけます。
未成年者喫煙防止対策の一環として成人識別機付自動販売機が全国で導入されるためです。ご理解ご協力をお願い申し上げます。
問い合わせ先
新宮たばこ商業協同組合
(0735)2213900

判決確定

平成14年、当時の申本町古座町古座川町衛生施設事務組合が広域ごみ処理施設(現宝嶋クリーンセンター)建設用地として購入した山林が、不当に高額である(77,060㎡、1億円)として、前衛生組合管理者に対し「原告側が正当と見なす価格との差額(9,766万円余り)」の返還が求められていた裁判で去る11月8日、最高裁において「本件を上告審として受理しない」との判決が下されました。これにより当衛生組合の勝訴が確定しましたのでお知らせします。

申本町古座川町衛生施設事務組合からのお知らせ
ごみ処理施設建設用地購入に係る住民訴訟

- 住民訴訟(監査請求)の経過
- H 15.1.21 住民監査請求が出される。
 - H 15.3.24 「ごみ処理施設の必要性・緊急性から、やむを得ない購入価格であると認められる」として監査委員が監査請求を棄却。
 - H 15.4.15 和歌山地裁に対し、原告から訴状が提出される。
 - H 17.3.25 地裁判決。「原告からの請求を棄却する」
 - H 17.4.6 控訴
 - H 18.3.31 大阪高裁控訴審判決「控訴棄却」
 - H 18.4.10 上告
 - H 19.11.8 最高裁判決「上告審として受理しない」

防災一口メモ (13)

避難するときの服装
○ヘルメットや防災すきんをかぶり、あごひもで固定する。
○服装は長袖・長ズボンを着用し、材質は燃えにくい木綿製が良い。
○手袋(軍手など)をはめる。
○靴は底が厚く丈夫で動きやすい、はき慣れたものが良い。
○非常持出品はリュックサックに入れて背負い、両手を使えるようにする。